

長岡市型
下水道用鋳鉄製防護ふた
(塩ビ製マンホール用)

設 置 ・ 施 工 基 準 書

長岡市土木部下水道課
平成20年4月

項 目

I. 設 置 基 準 書

II. 施 工 基 準 書

I. 設置基準書

1. 適用範囲

この基準書は、長岡市で使用する下水道用鋳鉄製防護ふた(塩ビ製マンホール用)について規定する。

種類	
下水道用鋳鉄製防護ふた(塩ビ製マンホール用)	呼びφ300

2. 設置基準

2-1 荷重区分

区分	基準
T-25	車道幅員 5.5m 以上又は一方通行等で大型車輛の通行があり、交通量の多い道路及び拡幅計画道路
T-14	車道幅員 5.5m 未満の道路及び歩道

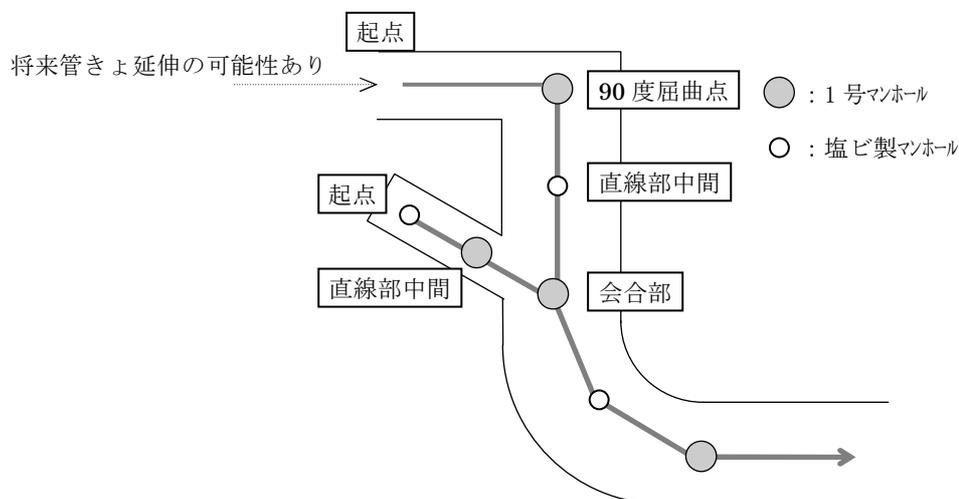
2-2 除雪対応型受枠

基準
全路線に設置

2-3 設置区分

区分	基準
設置箇所	○本管内径 200mm 以下の起点及び中間点
設置禁止箇所	○会合点、90 度屈曲部 ○道路の交差点内

※ なお、塩ビ製マンホールの連続設置は原則として行わない。



—塩ビ製マンホール設置基準モデル図—

○塩ビ製マンホールの内径で作業可能なものは、点検作業(ミラーでの目視,テレビカメラ)・調査作業(テレビカメラ)・清掃作業(高圧ジェット水)であり、機能更生は更生機器の搬入及び作業性に問題があるため行えない。そのため、原則として連続設置しない。

○二方向の汚水が塩ビマンホール内にて合流すると、流速・流量の小さい管きよの流れを阻害する可能性があるため、原則として会合点には設置しない。

3. 一般事項

本基準書は平成 19 年 4 月 1 日以降の適用とする。

また、以上の事項に該当しない疑義については、監督員と協議の上、決定するものとする。

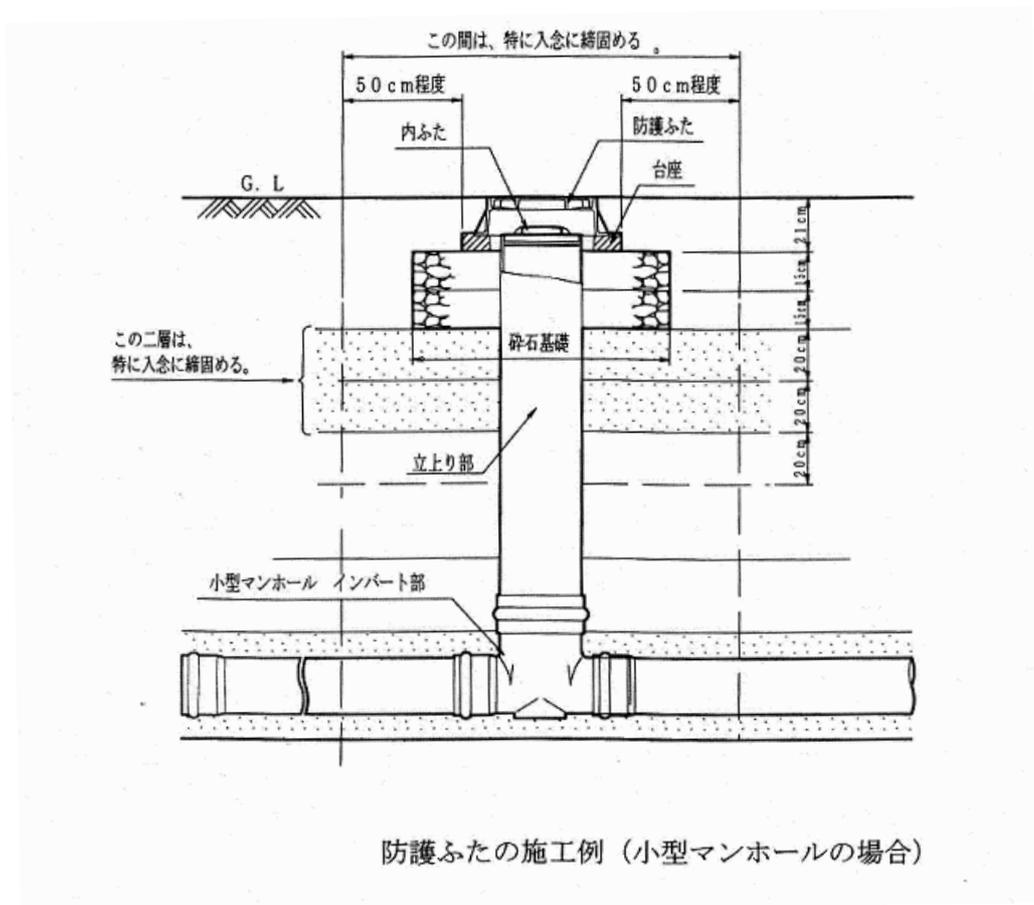
Ⅱ. 施工基準書

1. 適用範囲

この基準書は、長岡市が使用する下水道用鋳鉄製防護ふた(塩ビ製マンホール用)の施工基準について規定する。

2. 施工基準

下図を標準とする外、(社)日本下水道協会制定、下水道用鋳鉄製防護ふた(JSWAS-3-2005)に記載されている「[参考資料 1]鋳鉄製防護ふた施工上の留意点」に基づき施工すること。



3. 一般事項

本基準書は平成 19 年 4 月 1 日以降の適用とする。